特別養護老人ホームあきなかの (介護予防) 短期入所生活介護重要事項説明書

1 指定介護予防短期入所生活介護・指定短期入所生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 慈楽福祉会
代表者氏名	理事長 後藤 俊明
本社所在地(連絡先)	広島市安芸区中野三丁目9番5号 (電話番号:082-893-6606)
法人設立年月日	昭和 49年 1月 18日

- 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について
 - (1) 事業所の所在地等

事業所名称	特別養護老人ホームあきなかの	
介護保険指定事業所番号	広島県3470107172号	
所 在 地	広島市安芸区中野三丁目9番5号	
連 絡 先	電話番号:082-893-3360 FAX番号:082-893-6608	
通常の送迎の実施地域		
利 用 定 員	空床利用 (特別養護老人ホームあきなかのの定員30名以内)	

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人慈楽福祉会が設置する特別養護老人ホームあきなかのは、事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業を提供することを目的とする。
運営の方針	指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。 指定介護予防短期入所生活介護の提供においては、要支援状態の利用者が居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所の職員体制

管 理 者 山下 透

職	職務内容	人員数
管理者	従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理 を一元的に行います。 従業者に、法令等において規定されている遵守すべき 事項において指揮命令を行います。	
医 師	利用者に対し、健康管理及び療養上の指導を行います。	嘱託 1名以上
介護支援専門員	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境 を踏まえて、適切なサービスが提供されるよう(介護 予防)短期入所生活介護計画を作成します。	常勤 1名以上
生活相談員	利用者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施 に関する業務を行います。	常勤 1名以上 (1名以上は常勤)
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看 護、施設の保健衛生業務を行います。	常勤換算 2名以上 (1名以上は常勤)
機能訓練指導員	利用者の状況に適した機能訓練、生活リハビリを取り 入れ心身の機能の低下を防止し自立支援を行います。	常勤換算 1名以上
介護職員	利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	常勤換算 8名以上
管理栄養士 (栄養士)	食事の献立、栄養計算等利用者に対する栄養指導等を 行います。	常勤 1名以上 (1名以上は常勤)
その他職員	事務等、その他業務を行います。	1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの内容
1 利用者に係る、地域包括支援センター又は介護予防支援事業者が作成した「介護予防サービス計画」、または居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防)短期入所生活介護計画を作成します。 2 (介護予防)短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 (介護予防)短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、(介護予防)短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、(介護予防)短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、(介護予防)短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と施設までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が 困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことが あります。		
食 事		利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。		
	食事の提供及び 介助 入浴の提供及び 介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入 浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。		
日常生活	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ 導や排泄の介助、おむつ交換を行います。		
上の世話	更衣介助等	介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。		
	移動·移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の 介助を行います。		
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の お手伝い、服薬の確認を行います。		
機能訓練	日常生活動作を 通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。		
	レクリエーショ ンを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。		
その他 創作活動など		利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を 提供します。		

(2) (介護予防) 短期入所生活介護従業者の禁止行為

短期入所生活介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑 行為

(3) 利用料金

重要事項説明書別紙1のとおり

4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

1 ケ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の末日までに下記のいずれかの方法でお支払いください(1 ケ月に満たない期間のサービスに対するご利用料金は、利用日数に基づいて計

算した金額とします)。

- ① 金融機関口座(ひろしま農業協同組合、広島信用金庫、郵便局、広島銀行、もみじ銀行) からの自動引き落とし
- ② 指定口座(ひろしま農業協同組合、広島信用金庫、郵便局、広島銀行、もみじ銀行)への振り込み
- ③ 窓口での現金支払い

契約者ご永眠後は、身元引受人もしくは連帯保証人によりご利用料金を精算いただきます。

5 サービスの利用に当たっての留意事項

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要支援・要介護認定の有無及び要支援・要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援・要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援・居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援・要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援・要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者もしくは介護予防支援事業者が作成する「(介護予防) 居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「(介護予防) 短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「(介護予防) 短期入所生活介護計画」は、契約者又は利用者にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「(介護予防) 短期入所生活介護計画」に基づいて行います。なお、「(介護予防) 短期入所生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) (介護予防) 短期入所生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。
- (6) 面会の際には必ず面会簿への記名し、その都度職員に届け出てください。面会時間は午前8時から午後8時です。但し、土、日曜日、祝日および年末年始は午前8時から午後7時となっております。
- (7) 外出する際は、外出先、用件、帰設時間等を職員に届け出てください。
- (8) 喫煙は決められた場所でお願いいたします。
- (9) 感染症等の蔓延を予防するための措置や施設管理上、居室の変更を講ずることがあります。
- 10 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
- (11) 所持品については、必要最小限お預かりいたします。持ち物すべてにフルネームでご記入 (縫いつけも可) ください。記名がないもの、わかりにくいものは、こちらで記入させていただきます。ご了承ください。
- (12) 金銭、貴重品の持ち込みは原則として、個人で管理できる範囲でお願いします。また、日

常生活を営むうえで不適当と判断した物品については、持ち込みを制限させていただく場合があります。

- (13) 施設内での営利行為、他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- (14) 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
- (15) 職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮いただきます。
- (16) 禁止行為
 - ①職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
 - ②職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
 - ③職員に対するセクシュアルハラスメント (意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求 等、性的ないやがらせ行為

6 衛生管理等について

- (1) (介護予防) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師や介護予防支援事業者、居宅介護支援事業所への連絡を行う等の必要な措置を講じると ともに、利用者が予め指定する家族等緊急連絡先にも連絡します。

8 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、 その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)~(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。

- (5) 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) 施設は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 広島市高齢福祉部介護保険課 所 在 地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 082-504-2183(直通) ファックス番号 082-504-2136(直通)

なお、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
	保 険 名	超ビジネス保険・超Tプロテクション
吳压你內	補償の概要	損害賠償・傷害補償
	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社・ひろしま農業協同組合
自動車保険	保 険 名	自動車保険・自動車共済
	補償の概要	対人・対物補償、車両保険

9 非常災害対策

(1) 当施設に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者

防火管理者、副防火管理者

- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練(夜間想定訓練を含む。)を行います。 避難訓練実施回数:毎年2回)
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
- 10 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情又は相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては 訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行う。
 - 特に当事業所に関する苦情である場合には、利用者側の立場に立って事実関係の特定

を行う。

- 苦情受付担当者は速やかに、苦情解決責任者やその他の従業員と共同して、利用者の 意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討する。
- 関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うとともに、必ず、利用者へ対応内容等の結果報告を行う。(時間を要する場合は一旦その旨を利用者へ伝え、進捗状況を適宜報告するなど、きめ細やかな対応を行う。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 当施設の生活相談員	所 在 地 広島市安芸区中野三丁目9番5号 電話番号 082-893-3360 7アックス番号 082-893-6608 受付時間 8:30~17:30
【市町村(保険者)の窓口】	所 在 地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市高齢福祉部介護保険課	電話番号 082-504-2183
【市町村(保険者)の窓口】 ※広島市以外の保険者の場合	各介護保険関係の担当課
【公的団体の窓口】	所 在 地 広島市中区東白島町19番49号国保会館
広島国民健康保険団体連合会	電話番号 082-554-0782

11 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2) 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が

- 含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに 応じてその内容を開示することとし、開示の結果、 情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、 遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲 内で訂正等を行うものとします。
- ④ 上記のほか、別紙2「個人情報の取扱いについて」 に記載のとおり取り扱うものとします。

12 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる とおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

サービス改善会議リーダー

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13 身体的拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14 心身の状況の把握

(介護予防) 短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者もしくは居宅介護 支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれて いる環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとしま す。

15 介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者等との連携

- (1) (介護予防)短期入所生活介護の提供にあたり、介護予防支援事業者もしくは居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「(介護予防) 短期入所 生活介護計画」の写しを、契約者の同意を得た上で介護予防支援事業者もしくは居宅介護 支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防支援事業者もしくは居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- (1) 指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 契約者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧を請求することができます。

17 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施した年月日】	平成16年6月1日	
【第三者評価機関名】	社会福祉法人広島県社会福祉協議会	

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	---	---	---	--

指定介護予防短期入所生活介護・指定短期入所生活介護サービスの開始にあたり、利用者に対して本書面及び、別紙1、2に基づき重要な事項を説明し交付しました。

	所 在 地	広島市安芸区中野三丁目9番5号
事	事業所名	特別養護老人ホームあきなかの
業者	代表者名	山下 透 (押印省略)
	説明者氏名	(押印省略)

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書及び、別紙1、2の交付を受けました。

	£ 0/C ₀	
契約者	住 所	
关心有	氏 名	印(自署または押印)
	住	

10000000000000000000000000000000000000	住 所	
身元引受人	氏 名	印(自署または押印)

重要事項説明書別紙1

利 用 料 金

(1) 食費・居住費 (一日あたり)

(1) 戊貝 / 1	上貝 (ロW/にリ)		T	ı	
対象者		区分 利用者 負担	居住費(多床室)	居住費(個室)	食 費
生活保護受給				320円 (令和6年7月	
世帯全員が	市町村民税非課税の老年福祉年金受給の方	段階1	0円	31日まで) 380円 (令和6年8 月1日から)	300円
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下の方	段階2	370円 (令和6年7月 31日まで) 430円 (令和6年8 月1日から)	420円 (令和6年7月 31日まで) 480円 (令和6年8 月1日から)	600円
	非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下	段階 3 ①	370円 (令和6年7月 31日まで) 430円 (令和6年8 月1日から)	820円 (令和6年7月 31日まで) 880円 (令和6年8 月1日から)	1,000円
	非課税かつ本人年金収入等が12 0万円超	段階 3 ②	370円 (令和6年7月 31日まで) 430円 (令和6年8 月1日から)	820円 (令和6年7月 31日まで) 880円 (令和6年8 月1日から)	1, 300円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階4	1,060円 (令和6年7月 31日まで) 1,120円 (令和6年8 月1日から)	1,530円 (令和6年7月 31日まで) 1,590円 (令和6年8 月1日から)	1,640円

[※] 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書 に記載されている負担限度額(上記表に掲げる額)となります。

(2) 基本料金

【指定介護予防短期入所生活介護・指定短期入所生活介護サービス費】(一日あたり) 〔従来型個室〕

甘未甾母	単位	利田利	利用者負担額				
基本単位	半位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担		
要支援1	451	4,758 円	476 円	952 円	1,428円		
要支援 2	561	5, 918 円	592 円	1, 184 円	1,776円		
要介護1	603	6, 361 円	637 円	1,273 円	1,909円		
要介護 2	672	7,089 円	709 円	1,418円	2,127円		
要介護3	745	7,859 円	786 円	1,572円	2, 358 円		
要介護4	815	8,598円	860 円	1,720円	2,580 円		
要介護 5	884	9, 326 円	933 円	1,866 円	2, 798 円		

〔従来型多床室〕

甘	出任	利田利	利用者負担額			
基本単位	単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担	
要支援1	451	4,758 円	476 円	952 円	1,428円	
要支援 2	561	5, 918 円	592 円	1, 184 円	1,776円	
要介護1	603	6, 361 円	637 円	1,273 円	1,909円	
要介護 2	672	7,089 円	709 円	1,418円	2, 127 円	
要介護3	745	7,859 円	786 円	1,572円	2, 358 円	
要介護 4	815	8,598 円	860 円	1,720円	2,580 円	
要介護 5	884	9, 326 円	933 円	1,866円	2, 798 円	

(3) 加算料金

和然五日	基本	利用料	利用者負担			举点课旅
加算項目	単位		1割負担	2割負担	3割負担	算定回数等
生活機能向上連携加算 (I)	100	1055 円	106 円	211 円	317 円	1月につき(原則3月 に1回を限度)
生活機能向上連携加算 (II)	200	2,110円	211円	422 円	633 円	1月につき (個別機能訓練加算算 定の場合は(I)では なく(II)を算定。こ の場合の(II)は100 単位)
機能訓練体制加算	12	126 円	13 円	26 円	38 円	1日につき
個別機能訓練加算	56	590 円	59 円	118 円	177 円	1日につき
看護体制加算(I)	4	42 円	5 円	9円	13 円	1日につき
看護体制加算(Ⅱ)	8	84 円	9円	17 円	26 円	1日につき
看護体制加算(Ⅲ)口	6	63 円	7 円	13 円	19 円	1日につき

看護体制加算(IV)口	13	137 円	14 円	28 円	42 円	1日につき
医療連携強化加算	58	611 円	62 円	123 円	184 円	1日につき
看取り連携体制加算	64	675 円	68 円	135 円	203 円	死亡日及び死亡日以前 30 日以下
夜勤職員配置加算 (I)	13	137 円	14円	28 円	42 円	1日につき
夜勤職員配置加算 (Ⅲ)	15	158 円	16 円	32 円	48 円	1日につき
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200	2,110円	211 円	422 円	633 円	1日につき(7日間を限度)
若年性認知症利用者受 入加算	120	1,266円	127 円	254 円	380 円	1日につき
送迎加算	184	1,941円	195 円	389 円	583 円	送迎を行った場合(片 道につき)
緊急短期入所受入加算	90	949 円	95 円	190 円	285 円	1日につき(7日間を限 定)
療養食加算	8	84 円	9 円	17 円	26 円	1回につき(1日3回 を限度)
口腔連携強化加算	50	527 円	53 円	106 円	159 円	1回につき(1月に1 回を限度)
	421	4,441円	445 円	889 円	1,333 円	1日につき (看護体制Ⅰ又は Ⅲ の 場合)
	417	4, 399 円	440 円	880 円	1,320 円	1日につき (看護体制Ⅱ又はIVの 場合)
在宅中重度者受入加算	413	4, 357 円	436 円	872 円	1,308 円	1日につき (看護体制Iもしくは ⅢとⅡもしくはIVの場 合)
	425	4, 483 円	449 円	897 円	1, 345 円	1日につき (看護体制加算無の場 合)
認知症専門ケア加算 (I)	3	31 円	4 円	7 円	10 円	1日につき
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4	42 円	5 円	9 円	13 円	1日につき
生産性向上推進体制 加算(I)	100	1,055円	106 円	211 円	317 円	1月につき
生産性向上推進体制 加算(II)	10	105 円	11円	21 円	32 円	1月につき
サービス提供体制強化 加算 (I)	22	232 円	24 円	47 円	70 円	
サービス提供体制強化 加算 (II)	18	189 円	19 円	38 円	57 円	1日につき
サービス提供体制強化 加算 (III)	6	63 円	7 円	13 円	19 円	
介護職員等特定処遇改 善加算(I) (令和6年5月31日 まで)	所定単 位数の 27/1000	左記の単 位数×地 域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種 加算・減算を加えた総 単位数(所定単位数) ※介護職員等ベース アップ等支援加算、介

						護職員等特定処遇改善加算を除く。
介護職員処遇改善加算 (I) (令和6年5月31日 まで)	所定単 位数の 83/1000	左記の単 位数×地 域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員処遇改善加算を除く。
介護職員等ベースアッ プ等支援加算 (令和6年5月31日 まで)	所定単 位数の 16/1000	左記の単位 ×地域区 分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種 加算・減算を加えた総 単位数(所定単位数) ※介護職員等特定処遇 改善加算、介護職員処 遇改善加算を除く。
介護職員等処遇改善加 算(I) (令和6年6月1日 から)	所定単 位数の 140/100 0	左記の単位数 ×地域区 分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種 加算・減算を加えた総 単位数(所定単位数)

※ 生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

生活機能向上連携加算(II)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

- ※ 機能訓練体制加算は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を配置 している場合に算定します。
- ※ 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行った 場合に算定します。
- ※ 看護体制加算は、看護職員の体制について人員配置基準を上回る体制をとっている場合に算 定します。
- ※ 医療連携強化加算は、急変の予想や早期発見のため看護職員による定期的な巡視や主治医と 連絡がとれない場合等における対応の取り決めを事前に行っている場合に、厚生労働大臣が 定める状態に適合する利用者に対して算定します。厚生労働大臣が定める状態とは次のとお りです。
 - イ 喀痰吸引を実施している状態
 - ロ 呼吸障害等により人工呼吸器をしようしている状態
 - ハ 中心静脈注射を実施している状態
 - ニ 人工腎臓を実施している状態
 - ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

- へ 人口膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
- ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
- リ 気管切開が行われている状態
- ※ 看取り連携体制加算は、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対して サービス提供を行った場合に算定します。
- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算 定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、 在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判 断した利用者に対し、サービスを提供した場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指 定短期入所生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者 に対して送迎を行った場合に算定します。
- ※ 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7日間を限度として算定します。また、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間を限度とします。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病 食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した 場合に算定します。
- ※ 口腔連携強化加算は、事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、 利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供 した場合に、1月に1回に限り所定単位数を算定します。
- ※ 在宅中重度受入加算は、当事業所において利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の 健康上の管理等を行わせている場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知 症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算(II)は、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、改善活動を継続的に行い、その情報を厚生労働省に提出している場合に算定します。また、業務改善の取組みによる成果が確認されている場合は、生産性向上推進体制加算(I)を算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出 た事業所が、利用者に対して短期入所生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等加算は、 介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認め られる加算です。介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は介護職員等特定 処遇改善加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等加算は、区分支給限度 基準額の対象外となります。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の

取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準 額の対象外となります。

※ 地域区分別の単価(5級地10.55円)を含んでいます。

(4) その他の料金

	項目	内容	利用料金
1	日用品費	ボックスティッシュ、口腔ケア用品、シャンプー、タオル、綿棒、剃刀、マスク等日常 生活品の購入費用	110 円/日
2	電気使用料	持ち込み電機機器を使用される場合の電気 使用料	1 品目につき 55 円/日
3	貸出テレビ代	個人用貸出テレビの使用料	55 円/日
4	教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費とし ての材料費等	実費相当額
5	エンゼルケア セット費	死亡後のエンゼルケアの物品費用	5, 500 円
6	理美容代	理容・美容サービス料(外部サービス)	実費相当額
7	クリーニング代	クリーニングサービス料(外部サービス)	実費相当額
8	緊急時の移送に 係る費用	緊急な受診等により片道30kmを超える場合の燃料費等	実費相当額

重要事項説明書別紙2

個人情報の取り扱いについて

【個人情報に関する基本方針】

社会福祉法人慈楽福祉会(以下、「法人」という)は、利用者等の個人情報を適切に取扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

- 1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託
 - ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知又は公表し、その範囲で利用します。
 - ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
 - ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。
- 2. 個人情報の安全性確保の措置
 - ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
 - ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、又は棄損の予防及び是正のため、 法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。
- 3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応 法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提 供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、 個人情報相談窓口(電話082-893-6606)までお問い合わせください。
- 4. 苦情の対応

法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、個人情報に関する基本方針は、当法人のホームページ(施設URL http://www.jiraku.or.jp)で公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

【個人情報の利用目的】

社会福祉法人慈楽福祉会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用に係る施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - 会計、経理
 - 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上
- 2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者 等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
 - ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託 (一部委託含む)
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

- 1. 施設内部での利用に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究等
- 2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ずに、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取扱 うことはいたしません。